

## 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第5条の規定により、次のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

令和7年4月27日執行

千早赤阪村議会議員選挙

候補者 氏名

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、選挙運動用自動車使用公費負担請求書（以下「請求書」という。）の用紙とともに候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が千早赤阪村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、千早赤阪村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、千早赤阪村に支払を請求することはできません。